

平成27年4月1日

関係各位

常陸太田市上下水道部水道総務課総務企画係

平成27年度からの入札契約制度（建設工事）における改正について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事においては、入札時の工事費内訳書の提出が義務付けられました。また、同改正により下請負契約がある場合はすべて、施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務付けられました。

これらの改正内容への常陸太田市水道事業における対応は以下のとおりとなりますので、ご了承ください。

1 工事費内訳書（入札金額に対応するもの）の入札時の提出について

平成27年4月から	従前
<ul style="list-style-type: none">設計金額の額に係らず、すべての競争入札において、入札時の工事費内訳書の提出が必要。設計金額 2,000 万円未満の入札の場合においては、簡易な作成例による提出も可能。簡易な作成例については、別紙をご参照ください。	設計金額 2,000 万円以上の競争入札の場合にのみ提出義務付け

適用：平成27年4月1日以降に入札公告、指名通知等を行う建設工事から適用します。

2 施工体制台帳等の作成及びその写しの発注者への提出について

平成27年4月から	従前
<ul style="list-style-type: none">請負金額の額に係らず、すべての建設工事で、施工体制台帳及び施工体系図の作成とその写しの発注者への提出が必要（下請負契約がない場合を除く。）なお、下請負人から通知される再下請負通知書についても、併せて、その写しの提出が必要。	請負金額（税込） 2,500 万円以上の場合のみ提出義務付け

適用：平成27年4月1日以降に当初契約を締結する建設工事から適用します。

【この件に関するお問い合わせ先】
常陸太田市上下水道部水道総務課総務企画係
〒313-8611
茨城県常陸太田市金井町3683番地の2
TEL 0294-72-3111 内線512

別紙

工事費内訳書の提出について

この入札においては、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の提出のない者のした入札は、無効とする。

工事費内訳書は、別紙の作成例に準じて作成すること（様式は任意とする）。

工事費内訳書は返却しない。また、提出された工事費内訳書の引換え、変更又は取消しは認めない。

工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

作成例

作成：平成 年 月 日

工事費内訳書

(工事名)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

工種等	金額(円)	備考
配水管布設替工事		
配水管布設費	12,532,577	
給水管布設費	763,426	
仮設管布設費	403,132	
消火栓布設費	197,165	
直接工事費計	13,896,300	A(上記計)
共通仮設費計	3,113,662	B
現場管理費	4,810,014	C
一般管理費等 (契約保証費用を含む)	2,774,009	D
合計	24,593,985	A+B+C+D
見積価格 (入札書に記載した見積金額と一致)	24,590,000	

作成にあたっては、次頁「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書（常陸太田市水道事業建設工事執行要領様式第4号）に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事名、商号、代表者名（印）を記載した表紙を別様とすることができる。
ただし、閲覧（貸出）用図書の仕事起工概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 6 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。